

別紙1「店舗情報シート」及び別紙2「支給額算定シート」について

前回より、売上規模に応じた協力金の支給となりました。つきましては、その算定にあたり下記のとおり提出をお願いします。

1 別紙1「店舗情報シート」

⇒全ての申請者の提出が必要です。

2 別紙2「支給額算定シート」

⇒下記の区分に応じたシートを使用し、給付金額の算定を行ってください。

⇒複数店舗を申請する場合、店舗毎に支給額算定シートを作成してください。

(1) **別紙2-1** 中小企業（個人事業主含む）用

・基本の支給額算定シートとなります。

(2) **別紙2-2** 大企業用

・1日当たりの売上が25万円以上の中小企業（個人事業主も含む）の方も選択できます。

(3) **別紙2-3** 創業者用（令和2年8月2日以降開業）

・令和2年8月2日以降に開業された方はこのシートにより算定してください。

※事業規模は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）の主たる事業の区分に応じ以下のいずれかに該当する場合は中小企業となります。

①飲食業

- ・資本金の額または出資の総額が5,000万円以下の会社
- ・常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人

②サービス業（カラオケなど）

- ・資本金の額または出資の総額が5,000万円以下の会社
- ・常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人